

「成年年齢の引き下げに伴う「成人式」の対応について」

(1) 国における状況

2018年6月13日、「民法の一部を改正する法律」が改正され、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる法律が成立、2022年4月1日より施行されることとなりました。

このことで、成人式の対象年齢をどうするかなど、成人式の在り方にも、関心が寄せられています。

国においては、成人式の対応について、「関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、2020年度以降、できる限り速やかに情報を発信する。」としていますが、「成人式の開催」については、「法律に定められたものではなく、各自治体が判断することとしています。

成人式について（2018.8「政府広報」より抜粋）

成人式はどうなる？

成人式の時期や在り方に関しては、法律による決まりはありません。

各自治体の判断で成人式は実施されており、多くの自治体では、1月の「成人の日」前後に開催し、その年度に20歳になる方を対象にしています。

成年年齢が18歳に引き下がれた後、対象は18歳に変わらぬか、変わった場合は高校3年生の1月という受験シーズンに実施していくのか、施行後初となる2022年度（2023年1月）の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するのかといった課題があると指摘されています。

今後、成年年齢引き下げを見据え、関係者の意見や各自治体の検討状況を取りまとめ、各自治体が実情に応じた対応ができるよう取り組んでいく予定です。

(2) 他の自治体の状況

県内17市・・・2022年度成人式の開催方針について、市の方針を決定したところはない。

（安曇野市は、7月の教育委員会で20歳開催を決議。年内に市長部局と協議予定。）

全　　国・・・蕨市や逗子市、京都市などで、現行どおり20歳での実施をすでに表明。

（名称は「成人式」ではなく「20歳のつどい」「成年式」等）

(3) 佐久市成人式への参加状況

過去5か年の平均対象者数・・・1,075人/年

内、平均参加者数・・・818人/年（出席率平均=76%）

(4) 2022年度における年齢別状況

換算年度	生年月日	開催時期	年齢	備考
2022年度	2001.4.2～2002.4.1	2023.1	19～20歳	
	2002.4.2～2003.4.1	未定	18～19歳	
	2003.4.2～2004.4.1	未定	17～18歳	高校3年生

(5) 成人するとできること、できないこと

18歳になってできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親の同意がなくても契約ができる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・一人暮らしの部屋を借りるなど ◆ 10年有効のパスポートを取得する ◆ 公認会計士や司法書士、医師免許薬剤師などの国家資格を取る ◆ 結婚 <p>女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる</p> ◆ 普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳」で取得可能。 <p>※ 公職選挙の選挙権は、2016年6月に20歳以上から18歳以上に引き下げられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲酒をする ◆ 喫煙をする ◆ 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権（馬券など）を買う ◆ 養子を迎える ◆ 大型、中型自動車免許の取得

(6) 日本財団によるアンケート結果・・・(別冊)

2019年1月実施

対象・・・全国の17歳から19歳 800人

(7) 検討課題等

対象年齢について

ア) 対象年齢を法改正に合わせ18歳とする場合

・法改正初年度の対象年齢が、18歳、19歳、20歳となり、開催方法（3年代を同時とするか、別とするか、開催月はいつにするかなど）の検討が必要。

・18歳の多くが受験生となるため、参加を見合させる者もいるとの懸念。

（センター試験は1月20日前後が見込まれる。）

イ) これまでどおり、20歳を成人式対象とした場合。

・法律上成年年齢に達した者への配慮。（2022年度18、19歳、以降18歳）

② その他

・開催日について。

・実施方法、実施主体など。